

# 自動車臨時運行許可（仮ナンバー）申請書の記入例

## ①申請人

法人の申請の場合は代表者の氏名・代表者印が必要です。法人登記をしていない事業所は個人名で申請してください。

## ②車名・形状・車体番号

車名・形状・車体番号は、自動車検査証、抹消登録証明書等に記載されているものを正確に記入してください。

## ③運行の目的

回送する目的を具体的に記入してください。許可できる目的は限られていますのでご注意ください。

## ④運行の経路

運行の目的を達成するために必要な合理的な出発地・到着地の市区町村名等を記入してください。

## ⑤運行の期間

運行の目的を達成できる最短日数で許可します。実質走行する期間であり、保管期間は含みません。

## ⑥保険証明書記号番号・保険期間

自賠償保険（共済）証書から転記してください。⑤が保険期間内であることを確認してください。保険期間最終日は許可できません。

※ 年月日及び必要事項を太枠内に記入して下さい。

自動車臨時運行許可申請書		
許可番号 第	号	(宛先)
年 月 日		新潟市区長
臨時運行許可 番号標番号		
① 申請人	住所 <b>新潟市中央区学校町通1-602-1</b>	
	氏名又は <b>株新潟市</b> 名称 <b>代表取締役 新潟 太郎</b>	<b>代表者印</b>
	TEL <b>025-228-1000</b>	
② 車名	<b>トヨタ</b>	
形状	<b>箱型</b>	
車台番号	<b>ABC 226001015</b>	
③ 運行の目的	車検 <b>回送</b> ( <b>車検のための整備</b> )	
④ 運行の経路	出発地	到着地
	<b>新潟市中央区 学校町通</b>	<b>東京都港区 芝公園</b>
⑤ 運行の期間	<b>2019年 4月 5日 ~ 2019年 4月 5日</b>	
⑥ 保険証明書記号番号	<b>EFG 1234567</b>	
保険期間	<b>2019年 4月 1日 ~ 2019年 4月 3日</b>	
許可期間	年 月 日 ~	年 月 日
手数料	<b>750円</b>	備考欄
免・その他	( )	

## お問合せ・申請窓口

北 区役所	区民生活課	025-387-1255
東 区役所	区民生活課	025-250-2235
中央区役所	窓口サービス課	025-223-7168
江南区役所	区民生活課	025-382-4254
秋葉区役所	区民生活課	0250-25-5674
南 区役所	区民生活課	025-372-6105
西 区役所	区民生活課	025-264-7211
西蒲区役所	区民生活課	0256-72-8317

※出張所・連絡所・行政サービスコーナーでは手続きできません。

※一般的な事例を掲載しています。詳細につきましては、事前に右記「お問合せ・申請窓口」へお問合せください。

# 自動車臨時運行許可（仮ナンバー）申請の注意事項

※一般的な事例を記載しています。

詳細は事前に各区役所区民生活課（中央区にあっては、窓口サービス課）へお問い合わせください。

## 申請できる運行目的

- ・試運転（試乗は除く）
- ・検査登録のための回送
- ・検査登録を受けることを前提とした整備・修理などのための回送
- ・商品自動車の仕入れ、販売した自動車の納車
- ・その他、特別に必要ながあると認められるもの

## 申請できない例

- ・自動車解体するため
- ・道路以外の作業現場で使用するための移動
- ・展示、撮影のための回送
- ・保安基準に合致していない車両
- ・祭などのパレードへの参加
- など

## 申請に必要な書類

- ・車台番号が確認できる公的書類（写しでも可）（車検証・限定自動車検査証・抹消登録証・自動車検査証返納証明書・譲渡証明書など）
- ・自動車損害賠償責任保険（自賠責）証書の原本（ただし、運行許可期間内のすべての日に保険に加入していること。保険期間最終日は、正午で保険が満了するため、申請しても許可されません。）
- ・印鑑（個人の申請は個人印、法人等は社印と代表者印）
- ・申請者の本人確認書類（運転免許証・パスポートなど）

## 申請日時

- ・申請日：原則として、自動車を運行する当日。
- ・受付時間：午前8時30分から午後5時30分（土曜・日曜・祝日・12月29日から1月3日を除く。）

## 手数料

1 車両 1 運行につき 750円

## 運行の期間

- ・運行の目的が達成できる最短日数です。
- ・実際に走行する日数であり、保管期間や予備日は含みません。
- ・原則として県内及び隣接する県への回送は1日とします。
- ・車検不合格を想定して復路を含めた2日間の許可はできません。

## 許可番号標の返却

臨時運行の許可期間終了後、5日以内に番号標（仮ナンバー）を許可した窓口へ返却してください。他の区役所や出張所・連絡所等では返却できません。

番号標を紛失した場合は、速やかに警察署へ遺失物届をし、許可した窓口にも届け出てください。

## 罰則

- ・臨時運行許可は、申請した車両に対して許可するものであり、申請者に許可するものではありません。申請した車両以外に番号標（仮ナンバー）を使用することはできません。
- ・詐欺その他不正の手段により許可を受けた場合は、1年以下の懲役もしくは30万円以下の罰金に処せられます。
- ・番号標の返納期間を経過しても再三の督促にもかかわらず返納されない場合は、許可番号を抹消し管轄の警察署へ通知します。
- ・申請時に記載した目的・経路・期間に違反した場合は、ただちに許可を取消します。